

島根県無線赤十字奉仕団 規則 (改正) 2023.7.2

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本団は、島根県無線赤十字奉仕団 と称する。

第2条 (事務局)

本団の事務局は、日本赤十字社島根県支部内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

本団は、アマチュア無線技術を生かし、緊急事態が発生した際の災害救護、防災活動、その他の日本赤十字社の活動に協力するものとする。

第4条 (事業と活動)

本団は、日本赤十字社島根県支部の行う事業の実際的活動およびその訓練を実施する。
本団は、社団局「島根県無線赤十字奉仕団」JA4YUL の設備の維持管理と運用を行う。

第3章 団 員

第5条 (団員の資格)

- 1、団員は、本団の活動に深い理解を有し、かつ、本団および日本赤十字社の事業に積極的に参加協力する意志を有するもの。
- 2、団員は、アマチュア無線従事者免許証を所有するもの。
- 3、本団には、特別団員を置くことができる。

特別団員は、アマチュア無線従事者免許証を所有していないが、本団の運営・活動に貢献出来ると認められるものを委員長が推薦し、役員会の承認を得たものとする。

第6条 (入団、退団)

1. 本団に入団を希望するものは、団員2名以上の推薦により役員会が審議承認し、総会で承認を受けるものとする。推薦時には、無線従事者免許証・無線局免許状、および、救急法などの資格認定証の写しを提出して事務局が保管管理する。
2. 団員（特別団員を含む）の退団は、本人の申し出により役員会が承認する。
退団時には、入団時に提出された無線従事者免許証などの写しを返却する。
また 退団者は、支給された備品等を速やかに返却すること。

第7条 (経 費)

1. 本団の活動に必要な経費は、団員（特別団員を含む）の会費、および、他の団体・機関・個人の助成金・寄付金等をもってこれに充てる。
2. 会費額は、総会で決定する。

第4章 役 員

第8条 (役 員)

本団に次の役員をおく。

- | | |
|---------------|-----|
| 1、委員長 | 1名 |
| 2、副委員長 | 1名 |
| 3、事務局長（会計を兼務） | 1名 |
| 4、幹事 | 若干名 |
| 5、監事 | 2名 |

第9条 (役員を選出)

役員は、団員（特別団員を含む）より選出し、役員会が審議承認し かつ総会で承認を得たものとする。

第10条 (役員の職務)

- 1、委員長は、奉仕団を代表し、その業務を総括する。
- 2、委員長は、総会および役員会を招集する。
- 3、委員長は、会議の議長を務める
- 4、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5、事務局長は、本団の事務処理及び、会計業務・資産管理業務を執行する。
- 6、幹事は、本団の運営に参画し、その業務を執行する。
- 7、監事は、本団の事業執行および会計業務・資産管理業務を監査する

第11条 (役員の任期)

1. 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補充された役員の任期は、前任者の残存期間とする。補充役員は、役員会が推薦し、総会または臨時総会で承認を得る。

第5章 会 議

第12条 (会議の種類)

本団の会議は、総会および役員会とする。

第13条 (総会)

- 1、総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 2、通常総会は、毎年1回に開催する。
- 3、臨時総会の開催は、次のとおりとする。
 - (1) 役員の変更があったとき。
 - (2) 役員会が必要と認めたとき。

第14条 (役員会)

1. 役員会は、本団の業務の執行に必要な事項を審議する。

第15条 (決議の方法)

1. 総会は、団員の2分の1以上の出席をもって成立する。
2. 総会の決議は、出席団員の過半数をもって行う。
ただし、規則の変更および解散は、3分の2以上とする。
3. 役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立する。
4. 役員会の決議は、出席団員の過半数をもって行なう。
5. いずれの会も、同数の場合は、委員長が決定する。

第6章 資産および会計

第16条 (資産)

本団の資産の管理および運用は、役員会の決議を得て、事務局長が行う。

第17条 (会計)

本団の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 そ の 他

第18条 本規則で定めるほか、定めのない事項は、役員会で決定する。

(附 則)

本規則は、昭和47年2月20日より施行する。

改正 昭和53年6月18日より施行する。

改正 平成15年5月25日より施行する。

改正 令和元年年5月19日より施行する。(第8、10条に監事を追加)

改正 令和5年年7月2日より施行する。

(第5条2、3の条文 第9条の条文 第7章の名称)